

国指定和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区
指定計画書
(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

(和白干潟)

福岡県福岡市所在博多湾の最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）と同市東区雁の巣2丁目2514番地の北東端との交点を起点とし、同所から同所と同所の沖合50メートルの点とを結ぶ直線を東進し同点に至り、同所から海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を北東に進み福岡都市計画道路3・3・40海の中道海浜公園線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北東に進み同区塩浜2丁目の護岸から沖合50メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し同道路から沖合50メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し海岸線から沖合30メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同区和白4丁目1623番地の3と1551番地の1との境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を東進し福岡市道下和白香住ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同区和白4丁目1551番地の1と同1551番地の28との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同区唐原2丁目772番地の1と同772番地の80（唐原北公園）との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同区唐原2丁目772番地の1と市営唐原住宅周回道路との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し唐原川右岸との交点に至り、同所から同所と同川左岸と市道唐原2403号線との交点とを結ぶ直線を南進し同点に至り、同所から同川左岸を北西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同区香住ヶ丘5丁目15番地の8と同15番地の35との境界線との交点に至り、同所から西方、北から90度の方角に引いた直線を西進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同区大字奈多1363番地の1の東側護岸法線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(多々良川河口)

多々良川河口右岸のＪＲ鹿児島本線多々良川橋梁と多々良川河畔公園の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み松崎小橋との交点に至り、同所から県道多田羅名島線と河畔公園との境界線を南東に進み国道３号線バイパス真州崎大橋との交点に至り、同所から同橋を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み宇美川右岸の交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み宇美川大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西へ進みＪＲ鹿児島本線多々良川橋梁との交点に至り、同所から同橋梁を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(３) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月１日から平成35年10月31日まで（10年間）

(４) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(５) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、博多湾東部に位置する和白干潟その前面海域及び福岡市東区を流れる多々良川の河口域で、東アジア・オーストラリア地域の渡りの経路上に位置していることから、シギ・チドリ類、ガン・カモ類等の多数の渡り鳥が渡来する。特に春秋の渡りの時期及び越冬の時期にはシロチドリ、トウネン、ハマシギ等多数のシギ・チドリ類が渡来し、採餌等の場として利用している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されているクロツラヘラサギ、ツクシガモ、ズグロカモメ等の希少種も渡来している。クロツラヘラサギは、毎年主に11月～３月に冬鳥または旅鳥として渡来し、ツクシガモ、ズグロカモメは、毎年主に12月～３月に冬鳥として渡来している。

このように、当該区域は全国的及び国際的見地からシギ・チドリ類を始めとする渡り鳥の中継地又は越冬地として重要であることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥類の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて、区域内の鳥類の生息環境の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 2) 当該区域は大都市近郊に位置し、地域住民の生活圏に隣接していることから関係地方公共団体、関係NPO等と連携協力しつつ、干潟環境の改善のためアオサの除去、ごみ拾い等の活動に取り組むとともに、野鳥観察等の自然とのふれあいの場としての利用を進める。
- 3) 周辺農地において、野鳥による食害等が懸念されることから、関係地方公共団体、農業者等からなる懇談会において、鳥獣保護区及び周辺農業区域の適正な保護管理に関する検討を行う情報交換、連絡調整を行い、必要があれば対応措置等を検討する。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 291ha (うち和白干潟254ha、多々良川河口37ha) (254ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	3 ha	
農耕地	- ha	
水 面	284ha	うち干潟の面積約80ha (249ha)
その他(砂浜、遊歩道等)	4 ha (2 ha)	

イ 所有者別内訳

国有地 2 ha (0 ha)

国有地		2 ha (0 ha)							
{	国有林	{	林野庁所管	- ha	{	制限林 - ha	{	保安林	- ha
								砂防指定地	- ha
		{	文部科学省所管	- ha		普通林 - ha		その他	- ha
国有林以外の所管地 (2 級河川:福岡県) 2 ha (0 ha)									

地方公共団体有地	1 ha	{	都道府県有地	1 ha
		{	市町村有地等	0 ha

私有地等	4 ha
公有水面	284ha (249ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

河川法による区域 37ha (0 ha)

港湾法による区域 249ha

保安林（森林法による区域）2 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、福岡県福岡市の北西部にある玄界灘に面した博多湾の最奥部に位置する和白干潟とその前面海域及び福岡市東区を流れる多々良川の河口域である。

イ 地形、地質等

和白干潟は、最大干出幅約600メートル、北側から和白川、東側から唐原川が流入している。ほぼ全域が砂質であるが、部分的には砂泥質、河口付近は泥質になっている。

和白干潟の周辺は、畑、住宅地が迫っているが、唐原川河口周辺から牧の鼻にかけては自然海岸が残っており、岩礁地帯もある。また、和白干潟東側の後背地には約4ヘクタールの樹林と草地、淡水湿地等が広がっている。保護区の西側には、雁ノ^{がんのすばな}巢鼻とよばれる小規模な砂嘴があり、雁の巢から湾内に突き出ている。

多々良川は、糟屋郡宇美町にある砥石山を源流とし、福岡市東区を流れ博多湾に注ぎ込む延長約17キロメートルの2級河川で、河口域の松崎・松島地区で宇美川と合流している。当該保護区一帯は、満潮時には博多湾から海水がさかのぼる汽水域であり、干潮時には中州を中心に干潟が現れ、地質は砂質、泥質が混在している。

ウ 植物相の概要

(ア) 雁ノ巢鼻（砂嘴）

潮間帯にはハママツナ等からなる塩沼地草原が、波打ち際にはテンキグサ等からなる汀線草原が、砂丘本体にはハマヒルガオ等からなる砂丘草原が、海から砂丘上部に向かってほぼ帯状に配列している。

(イ) 唐原川右岸河口付近

汀線に近い部分では、シバナ等の塩沼地性植物群落やハマヒルガオ等の砂丘性植物群落がみられる。

(ウ) 多々良川・宇美川合流点付近

多々良川と宇美川との合流地点の高潮位線付近では、ハママツナ、ハマサジ、フクド等の塩沼地性植物群落がみられる。

エ 動物相の概要

鳥類は、トウネン、ハマシギ、ミユビシギ、アオソリハシシギ、ソリハシシギ等のシギ・チドリ類が渡来している。また、ツクシガモ、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の希少種を含む各種の渡り鳥が採餌・休息の場として利用しており、中でもクロツラヘラサギは推定個体数の１％以上の利用が確認されている。その他、唐原川河口右岸付近、多々良川河口左岸付近の草原等には、オオヨシキリ等の草原性の鳥類も生息している。

魚類は、ボラ、ハゼ類等の汽水域に生息する種が確認されており、多々良川では、シロウオの遡上やチクゼンハゼの繁殖がみられる。

干潟の底生生物は、ハクセンシオマネキ、ベンケイガニ等の甲殻類の他、ウミナナ、ホトトギスガイ等の貝類、コケゴカイ、アシナガゴカイ等のゴカイ類が確認されており、鳥類の餌資源となっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該鳥獣保護区は、和白干潟とその前面海域及び多々良川河口域を中心に指定されており、区域内に農地は存在しないため、区域内での農業被害はないが、周辺農地でカラスやヒヨドリ等による露地野菜等の食害が報告されている。

また、当該鳥獣保護区内の水面には漁業権が設定されておらず、水産業への被害はない。同様に、区域内における林業被害も報告されていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において鳥獣に生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札

25本

(2) 案内板

3 基